

住宅リフォーム宮クーポン事業の申請額について

- 当該工事は、申請者が富士宮市内に所有（同居の家族含む）かつ居住（転居予定を含む）している住宅の工事です。□
- 申請者本人は、富士宮市に住民登録があり、市税の滞納や、同一世帯による重複申請がありません。□
- 当該工事は、2019年4月1日以降に着工する住宅機能の維持及び向上のために行う30万円以上の改築、改装工事であり、対象となるリフォーム工事は募集要項の表3に合致しています。□
- 当該工事に富士宮市が行う他の補助制度を利用していません。□
- 当該工事は、富士宮市内に本社又は本店が登記されている法人若しくは、当市に納税申告している個人の住宅関連施工業者による施工です。□

すべてレ印の付いた方

ひとつでもレ印が付いていない方

当該工事は、過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けたことのない住宅を対象としたリフォームです。

いいえ

当該工事は、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームです。

いいえ

申し訳ございませんが、申請の受付ができません。

はい

はい

※（三世代同居リフォームについては、1回に限り過去にこの事業によるクーポン券の交付を受けた住宅も対象とします）

1. 当該工事は、親と子と孫を基本とする三世代が新たに同居（二世帯住宅、敷地内同居可）するためのリフォームであり、住民票の異動も行う予定です。
2. 申請者本人の同一世帯に未就学児童（平成25年4月2日以降に生まれた児童）または妊婦がいます。
3. 上記以外

3

申請額・10万円

1

過去1年以内に同一世帯員による同居の実績がなく、三世代同居開始後、6ヵ月以上同居の状態が続きます。

2

住民票謄本の提出により、申請者、子ども（妊婦）が同一世帯であることを確認できます。（妊婦は母子手帳の写し）

はい

いいえ

いいえ

はい

申請額・20万円

申請額・10万円

申請額・15万円